

第2期上郡町子ども・子育て支援事業計画 概要版

計画の概要

計画策定の背景及び趣旨

- わが国では、急速な少子高齢化が進行しています。少子化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、共働き世帯の増加などにより、保育所等では待機児童の増加が問題化しています。
- 本町では、住民の教育・保育や子育て支援の多様なニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、2015年(平成27年)3月に「上郡町子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」)を策定しました。この計画に基づき、子育て家庭の保育ニーズに対応するための教育・保育施設をはじめ、保護者が子育てへの不安を感じることがないように、地域での相談体制や親子で交流できる機会の充実など、様々な取組を推進しています。
- 第1期計画が2019年度(令和元年度)末をもって終了することから、第1期計画での取組での成果と課題、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズなどを踏まえ、「第2期上郡町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」)を策定します。

計画の性格と位置づけ

■法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第2条(基本理念)を踏まえ、同法第61条(市町村子ども・子育て支援事業計画)の規定に基づき策定します。

また、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画を含む計画です。

■計画の位置づけ

本計画は、本町のまちづくりの最上位計画である「上郡町第5次総合計画」において規定する子育て支援策を推進するための計画に位置づけられます。

計画の期間

2020年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)までの5年間



計画の基本理念

あたたかい家庭と地域のふれあいの中で子どもが健やかに育つまち

計画の体系

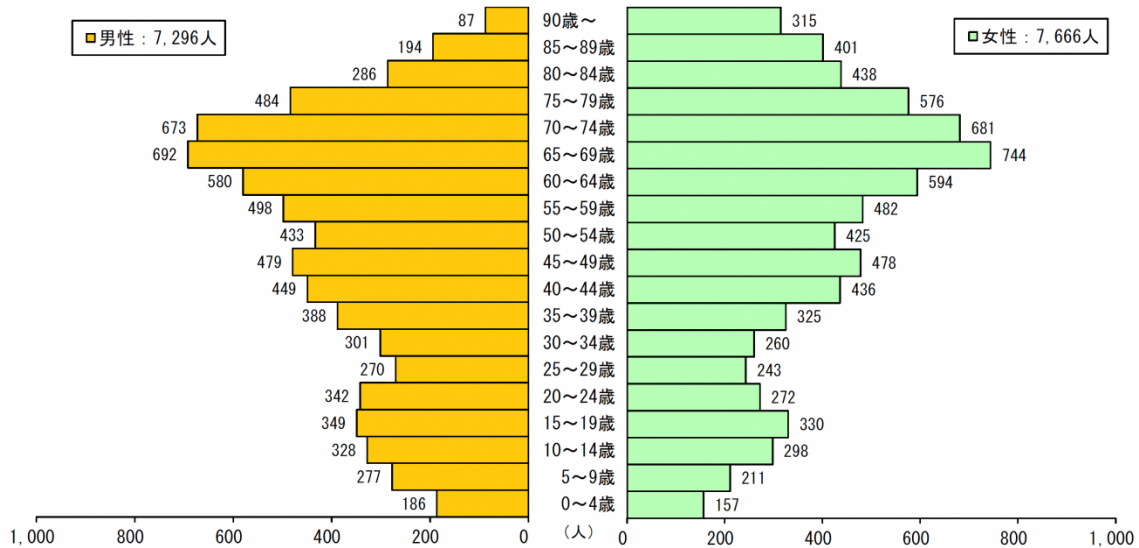
基本目標(施策の方向)	施策の展開
1. 子どもの健やかな成長を促す教育・保育環境が整ったまち	〔1〕 就学前教育・保育の充実 〔2〕 地域子ども・子育て支援事業の充実 〔3〕 仕事と子育てを両立するための環境整備 〔4〕 家庭での教育力の向上
2. 子どものこころ豊かな育ちを地域ぐるみで支えるまち	〔1〕 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備 〔2〕 次代の担い手となる子どもの育成 〔3〕 子育て支援のネットワークづくり 〔4〕 より支援が必要な家庭及び児童に対する取組の推進
3. 安心とゆとりを持って子どもを生み育てられるまち	〔1〕 子育て情報提供と相談支援体制の充実 〔2〕 母と子の健康を切れ目なく支援する環境づくり 〔3〕 安心・安全なまちづくり 〔4〕 子育て家庭の経済的支援

子どもと子育て家庭を取り巻く現状

人口等の動向

- 人口ピラミッドでは、第一次ベビーブーム世代を含む65～69歳が最も多く、年齢階層が下がるにしたがって人口は少なくなっており、少子高齢化がうかがえる傾向となっています。
- 自然動態は、死亡数が出生数を上回る自然減の状況となっており、総人口の減少は続くものと見込まれます。出生数は年々減少し、2017年度（平成29年度）は58人となっています。
- 男女とも未婚率は上昇傾向にあります。

□上郡町の人口ピラミッド（2019年（平成31年）4月1日現在）



子ども・子育て支援事業の推進

教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅により容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定することとされています。

保育所や幼稚園等の確保に当たっては、地域性を見据えた施設の確保が望ましいですが、通所にあたっては、就労の関係もあり、小学校区や中学校区を超えた利用もあることや町の人口規模などを踏まえ、上郡町全域を一つの区域として設定します。

教育・保育等の量の見込み及び確保に関する事項

■ 認定区分

区分	対象	該当する施設
1号認定	3～5歳 専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	3～5歳 共働き等で学校教育の希望が強い家庭 共働き家庭等	認定こども園・幼稚園・保育所
3号認定	0～2歳 共働き家庭等	認定こども園・保育所・地域型保育施設

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定及び 2号認定（教育）	量の見込み	71人	73人	67人	63人	63人
	確保の内容	73人	77人	77人	77人	77人
2号認定（保育）	量の見込み	128人	132人	124人	116人	116人
	確保の内容	129人	145人	145人	145人	145人
3号認定	量の見込み	77人	74人	69人	71人	67人
	確保の内容	81人	78人	78人	78人	78人



地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の整備

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	事業内容
利用者支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、専門職が継続的に相談支援を行う事業
地域子育て支援拠点事業	4,062人日	4,062人日	4,175人日	3,950人日	3,703人日	親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業
〔上段：利用見込み〕 〔下段：確保の内容〕	4,062人日	4,062人日	4,175人日	3,950人日	3,703人日	
妊婦健診 (健診受診見込み)	62人	60人	56人	52人	49人	妊婦に対して妊婦健診の費用を助成する事業
乳児家庭全戸訪問事業 〔対象児童数見込み〕	62人	60人	56人	52人	49人	新生児、乳児を対象に、保健師が家庭を訪問し、産婦の心身の状況や育児についての相談等を行う事業
養育支援訪問事業 〔対象児童数見込み〕	29人	28人	26人	24人	23人	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・家庭相談支援員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業
子育て短期支援事業 (利用児童数見込み)	16人泊	16人泊	16人泊	15人泊	15人泊	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	295人	275人	279人	283人	278人	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業
〔上段：利用見込み〕 〔下段：確保の内容〕	295人	275人	279人	283人	278人	
一時預かり事業 【幼稚園型】	11,103人日	11,416人日	10,737人日	10,045人日	10,045人日	幼稚園・認定こども園在園児（1号認定）を対象にしたものとそれ以外のものがあります。幼稚園・認定こども園在園児（1号認定）を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童、それ以外のものについては、0歳から5歳児がそれぞれ対象で、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができ、保育所等で実施する事業
〔上段：利用見込み〕 〔下段：確保の内容〕	11,103人日	11,416人日	10,737人日	10,045人日	10,045人日	
一時預かり事業 【幼稚園型以外】	279人日	269人日	268人日	253人日	242人日	
〔上段：利用見込み〕 〔下段：確保の内容〕	279人日	269人日	268人日	253人日	242人日	
時間外保育事業 (延長保育事業)	65人日	62人日	60人日	57人日	55人日	保育所の開所時間を超えて保育を行う事業
〔上段：利用見込み〕 〔下段：確保の内容〕	65人日	62人日	60人日	57人日	55人日	
病後児保育事業	66人日	62人日	61人日	57人日	56人日	病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業
〔上段：利用見込み〕 〔下段：確保の内容〕	66人日	62人日	61人日	57人日	56人日	
放課後児童健全育成事業	157人	151人	138人	136人	124人	就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業
〔上段：利用見込み〕 〔下段：確保の内容〕	157人	151人	138人	136人	124人	



計画の推進に向けて

教育・保育事業等の確保体制

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一としながら、質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

- 〔1〕 質の高い教育・保育の提供
- 〔2〕 適正な集団規模の確保
- 〔3〕 親や地域の子育て力の向上
- 〔4〕 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との連携の推進

計画推進及び進捗状況の把握

- 計画の推進にあたっては、健康福祉課が事務局となり、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて進行状況の把握、点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。
- 本町における望ましい子どもの育ちのあり方やそれに向けた各主体の取組などについて協議し共通認識を図り、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

計画推進に向けた関係機関の役割

- 子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、健康福祉課が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。
- 幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やPTA等の関係団体・機関、また自治会などの地域組織との適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育て・子育て支援の推進を図ります。
- 国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。



第2期上郡町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行：上郡町健康福祉課

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持278

電話 0791-52-1114